

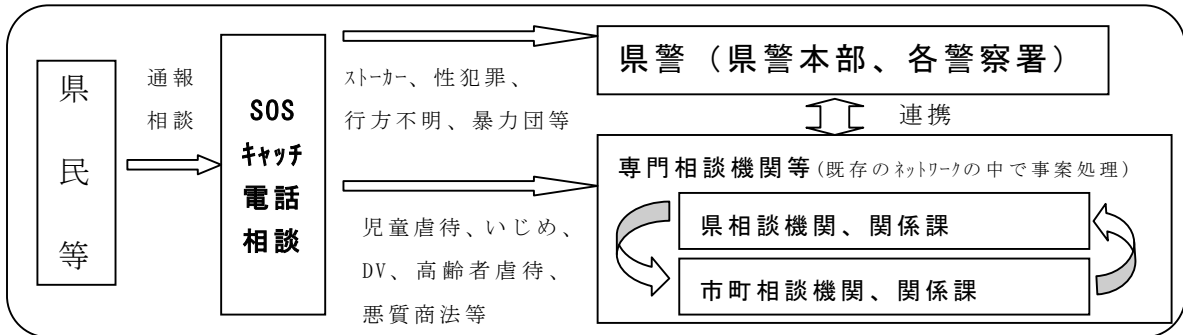
「ひょうご地域安全SOS電話キャッチ電話相談」 の活用について

県で開設している「ひょうご地域安全 SOS キャッチ電話相談」は、皆様が日常生活の中で異変に気づいた際に、匿名でも通報・相談できる敷居の低い電話相談です。

通報・相談先に迷ったら、お気軽に「SOS キャッチ電話相談」に通報・相談してください




概要図




いざ ツーホー (月～金 9:00～16:00)
078-341-1324 ※電話相談のみ
 祝日・12/29～1/3 除く
 専門機関や警察などに迅速・適切につなぎ、早期の対応を図ります

兵庫県迷惑防止条例の改正について

昨年7月から兵庫県迷惑防止条例の適用範囲が拡大されました。
迷惑行為を受けても、警察に通報や相談ができない場合は、
 「ひょうご地域安全 SOS キャッチ電話相談」をご活用ください。

規制 拡大	ひわいな行為等の禁止 盗撮・カメラ等の設置
<ul style="list-style-type: none"> ● 公共の場所、乗物におけるちかん ● 公共の場所、乗物 学校の教室 事務所 タウ内 浴場 更衣室 便所等 	での盗撮、盗撮目的のカメラ等撮影機器の設置 

新 規制	嫌がらせ行為の禁止 つきまとい等
	正当な理由なく、執よう又は反復して する次の行為を禁止 <ul style="list-style-type: none"> ● つきまとい、待ち伏せ、見張り等 ● 行動を監視していると告げる ● 面会要求等 ● 名誉を侵害 ● 著しい粗野又は乱暴な言動 ● 無言電話、拒絶された後の電話・ファックス・メール・LINE等 ● 汚物、動物死体等の送付 

こども安全サポート事業募集中!

平成29年度



先着100団体まで
※8月1日現在残り89団体

募集資格

まちづくり防犯グループ
(県地域安全課で登録している団体)

補助金額

2万円(定額)

補助対象経費

こどもの犯罪被害防止に関する不審者対応訓練や研修会の開催に要するの経費のうち、下記に該当するもの。

- 研修会等で使用する会場借上費
- 研修会等に招いた講師への謝金・旅費
- 研修会等での配布資料の印刷製本・購入費
- 研修会等で使用する防犯活動用品の購入費
(防犯ブザー・ホイッスル、合図灯、青色防犯パトロール用回転灯・マグネットシート)

書類の書き方・その他疑問点は下記担当者までおたずね下さい。

問い合わせ先：兵庫県企画県民部県民生活局地域安全課(小東)
電話：078-362-3225 FAX：078-362-4465
メール：Kousuke_Kohigashi@pref.hyogo.lg.jp